

## 飲酒にまつわる事故と責任(三・完) : ある訴訟事例 を通して見た死別の悲しみと法

小佐井, 良太  
九州大学法学研究院・久留米大学

<https://doi.org/10.15017/11007>

---

出版情報 : 九大法学. 94, pp.350-307, 2007-02-26. Kyudai Hogakka i  
バージョン :  
権利関係 :

# 飲酒にまつわる事故と責任 (三・完)

—— ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法 ——

小佐井 良太

- I. はじめに
- II. 事件の概要と展開
  1. 事件の概要
  2. 事件の展開 (以上、88号)
- III. 検討
  1. 倫弘さんの存在と死をめぐる遺族両親とサークル学生たちとの「関係性の濃度における隔絶」
  2. 新入生歓迎コンパをめぐるサークルの集団力学と責任
  3. 原告/被告双方の代理人弁護士と依頼者の関わり方の問題
  4. 死が持ち込まれることを嫌う法廷：排除される「親の心情」
  5. 「命の重み」と金銭賠償原則、和解条項をめぐるディレンマ (以上、93号)
- IV. むすびにかえて (以下、本号)
  1. 事件検討を振り返ってのまとめと示唆
    - (1) 「死別の悲しみ」をめぐる「二人称の死/三人称の死」構図と紛争解決制度の「立ち位置」
    - (2) 不法行為責任追及をめぐる「ディレンマ的状况」と制度的紛争解決の意味
      - ① 制度的紛争解決が持ち得る「状況打開力」への紛争当事者の「期待」
      - ② 法における「感情の横溢」と排除
    - (3) 紛争当事者の「意味変容/事態の再解釈」を支援する法制度構築の必要性
    - (4) 紛争解決過程における「喪の作業」に対する配慮の必要性
      - ① 「喪の作業」と「遺族の時間」
      - ② 遺族の「悲哀」を妨げる「法律家の経済学」批判
      - ③ 「死別の悲しみ」と「喪の作業」をめぐる若干の検討
  2. 現状での「打開策」の模索
    - (1) ADRないしメデイエーションの利用をめぐる
      - ① ADRないしメデイエーションの利用をめぐるいくつかの問題
      - ② ある学校死亡事故紛争について第三者機関が果たした役割とその評価から得られる示唆
    - (2) 弁護士役割論：被害者遺族に「伴走」する弁護士像
    - (3) 法曹教育/法教育の必要性和示唆
    - (4) 当事者の「意味変容支援」と「サバイバーとしての遺族」を通じた社会変革支援の可能性

#### IV. むすびにかえて

ここまで本稿は、本件事件の具体的展開過程について「当事者の視点に立った事件の再現的記述」を目指してまず可能な限り詳細な記述を行い、その上でいくつかの論点に絞って事例に密着した検討を進めてきた。「死別の悲しみ」を抱える被害者遺族両親の思い／視点に寄り添いつつ、「死別の悲しみ」を伴う「紛争」をめぐる一連の問題状況を具体的な事件展開の中で描き出すことにこそ、これまで本稿の主眼は置かれてきたと言ってよい。以下では、本件事件をより広い法社会学的議論の文脈の下で位置づけ直すいくつかの視点も交えて、本稿における考察のまとめとしたい。本件事件の検討を通じて浮かび上がってくる現状での「不法行為責任追及のディレンマ的状况」に対する「打開策」を模索した上で、残された検討課題について議論の方向性を示すことで本稿のむすびにかえることとする。

##### 1. 事件検討を振り返ってのまとめと示唆

###### (1) 「死別の悲しみ」をめぐる「二人称の死／三人称の死」構図と紛争解決制度の「立ち位置」

本件事件の事件展開及び検討を改めて振り返れば、加害者側（サークル学生たち）にとって、被害者遺族両親に対する事故後の接し方は非常に困難な事態として理解されていたことを指摘できた。彼らサークル学生たちは、「死別の悲しみ」を抱える被害者遺族両親が、まず何よりも「事故の状況を知りたい」という強い思いを抱いていたことを十分に理解することができず、結局はその求めに応じることができなかった。

ここでの事故状況説明の重要度に対する認識と密接に関わっていたのが、不慮の事故によって亡くなった倫弘さんの存在とその死をめぐる遺族両親と加害者側／周囲との受け止め方に関する違い、その落差／隔絶

の構図であった。亡くなった倫弘さんの「かけがえのなさ」をめぐるこの落差／隔絶の構図は、遺族両親と加害者側との間の直接交渉に始まる段階から一貫して、紛争の展開過程全体に強い影響を与えていたことが理解された。

事故の被害者である倫弘さんの存在と死をめぐるこうした落差／隔絶の構図に関連して、これまでの「死の社会学」の知見を整理しつつ「二人称の死／三人称の死」という区別を紹介、論じているのは澤井敦である<sup>(1)</sup>。以下、この点について澤井の指摘を見ておこう。

澤井は、現代における人の死のあり方には、「二人称の死」と「三人称の死」という区別が成立し得るとし、またこの区別に基づいて現代社会における人々の死との関わり方を論じることが有用であると指摘する。その前提となる考え方は、人の生物学的死とは異なる「社会的死」という概念である。

澤井によれば、人の死には「生命体としての肉体の死に還元することができない社会的側面がある」という。特に、「長年連れ添った配偶者を亡くした夫や妻、あるいは子どもを亡くした両親にとって、配偶者や子どもはたとえ生物学的・臨床的には死んでいても社会的には生きているということが起こりうる」のだとする<sup>(2)</sup>。つまり、死者との関係性において「ある人にとっては社会的に死んでいても、他の人にとっては社会的に生きている」という状況が出現することになる。したがって「社会的死」とは、「ある個人が、その生物学的死に前後して、他者の生活の中で社会的存在として存在することを停止する」こととして定義される<sup>(3)</sup>。

このような「社会的死」の特徴は、それが「ある一時点で生起するものというよりは、むしろプロセスとしてある」ということである<sup>(4)</sup>。「プロセスとして存在する死」には必然的に、時間的な側面が伴うことになる。このうち、三人称で呼びならわされる「一般的な他者、あるいはそれほど親密ではない他者の死に関しては、社会的死へといたるプロセスは比較的早く進行するだろう」というのが澤井の見方である。その背景

には、死をタブー視する社会、「死者を早く忘れようとする社会」のあり方が関わっているとする。<sup>(5)</sup>

他方、二人称で呼びならわされる親しい他者の死、つまり「かけがえない存在の死」については、その死の受容が個人化・多元化する中で時間的には長い時間をかけて継続する可能性が指摘されている。二人称の親しい死者の例として、配偶者を亡くした夫・妻と並んで子どもを亡くした両親が挙げられているが、こうして「近代社会では、ある一人の個人に関して、三人称の次元で進行する社会的な死と、二人称の次元で継続する社会的な生の間に乖離が存在する」[傍点、原文]とし、「このような時間的落差、乖離が、近代社会の死をめぐる多くの問題の背景に存在すると考えられる」と指摘されている。<sup>(6)</sup>

さて、ここまで社会的死をめぐる「二人称の死／三人称の死」の区別について澤井の見解を見てきた。その最後に指摘がなされているように、子どもの不慮事故死紛争をめぐる本件事例の検討を通じて浮かび上がってきたのは、亡くなった子ども(=倫弘さん)の「存在と死」をめぐる遺族両親とサークル学生たち／周囲の第三者との間の落差／隔絶の構図、すなわち、「死別の悲しみ」をめぐる「二人称の死／三人称の死」という落差／隔絶の構図だったと言えよう。

ここで、もう少しだけ続けて、澤井の議論を見ておきたい。それは、二人称の死を経験している者にとっての死者との「継続する絆」の問題であり、そうした「死別の悲しみ」を抱える者と周囲の他者との関わり方に関する指摘である。

澤井は、1980年代後半から90年代にかけて起こったとされる死別の悲嘆をめぐる考え方の「パラダイム転換」を経て、近年、「死者をいわばあの世へと逝かせるというよりは、むしろ、死者と遺された者とのあいだに維持される『継続する絆』を重視し、死者のための適切な場所を生者の生活のなかにみいだしていくことこそ重要なのではないか、という指摘がなされるようになった」と述べている。<sup>(7)</sup>そして、このような「継

続する絆」は必ずしも克服されるべきものではなく、一つの死別の形としての位置づけを与えられうるもの、としている。

その上で、「死者と遺された者」との関係性をめぐって「周囲の者も、一般論的な図式を押しついたりするのではなく、この唯一無二の関係性に、いわば寄り添っていくということが基本的な態度となるだろう」と澤井は述べる。「死別の悲嘆を経験している者に周囲の他者が専門家としてであれ友人や同僚としてであれ、どのように接していくことができるのか」が問われているのであり、「三人称の次元で進行する社会的な死と二人称の次元で継続する社会的な生の間<sup>(8)</sup>に存在する乖離」を踏まえて、これをどのような形で埋めるべきなのかが問題となっていることを、澤井は論じている。

以上、澤井の議論によって、二人称の死を経験している者にとっての死者との「継続する絆」の問題、及びそうした「死別の悲しみ」を抱える者と周囲の他者との関わり方に関する指摘を見てきた。ここでの議論には、非常に多くの示唆が含まれていると言えよう。

すなわち、事故によってかけがえのない子どもを亡くした遺族両親が抱える「死別の悲しみ」、亡くなった子どもの「かけがえのなさ」を媒介した「思い・こだわり」に対し、紛争の展開過程において加害者側および第三者機関としての制度（裁判所・弁護士等）がこれを基本的に排除することなく、どこまで寄り添えるか、また寄り添うべきなのかという問題として、改めて問われることになると言えよう。

この問題を民事訴訟の側面に引き付けてみれば、被害者の死に対する受け止め方において個別具体的紛争の持つ固有性を捨象した形式的平等性を前提とする限り、その法廷は「三人称の死」認識の側に立つことになる。そのことに対する自覚の下、法的紛争解決における個別性要請と一般性要請がせめぎ合うそのただ中において、「二人称の死」認識を適切に組み入れる配慮・制度的努力（例えば、遺影の持ち込み許可、陳述書・尋問の活用等）が求められることになると言えよう。

この点に関連して、上田竹志は、本件事件を「喪の作業」をめぐる紛争の一例として「合目的的紛争処理プロセスが設定する任意の目的概念に抵抗するようなタイプの紛争」である「反目的的コンフリクト」と位置づけ、民事訴訟手続をはじめとする紛争処理プロセスにおける目的概念という視点から理論的な検討を行っている<sup>(9)</sup>。上田は、死亡事故をめぐる紛争の当事者が「往々にして、『やむにやまれぬ思いで』、ジレンマを抱えながらも、訴訟手続等を選択することになる」こと、また「当事者にとって『他に方法はない』」ことに触れた上で、「訴訟手続は、死を原因とする損害の填補を、不法行為や債務不履行などにもとづく損害賠償請求という一般的な形で、言い換えれば『三人称の死』としてのみ、主・題・化・で・き・て・し・ま・う・と・い・う・点・に、大きな理論的問題がある」[傍点、原文]ことを指摘している。

本件事例を振り返れば、「かけがえのない人命」が失われた事件・事故をめぐる紛争の「解決」において被害者遺族両親が求めていたのは、何よりも「失われた命の重さが相応に扱われる」ということであった。しかし、遺族両親のこうした求めも、本件事件が訴訟手続の俎上に乗せられてしまえば、上田が指摘するように「その訴えの切実さにもかかわらず、合目的的な紛争処理プロセスの中では、常にマイナーな位置にとどまり続ける」ことを余儀なくされていたものとみることができる。そもそも本件事件は、訴訟の「入り口」である提訴の段階から既に他ならぬ原告代理人弁護士によって、「私人間の私的な争いを解決する」ことが本来の目的とされる民事訴訟であったにもかかわらず、遺族両親の訴訟目的が事故の再発防止という「公益目的」に縮減されてしまうという問題が生じていた。改めて、なぜ、公益目的がそれほどまでに重視されねばならなかったのかという点をめぐっても、原告両親が表明した提訴動機のロジックと併せて、公益目的の提示がなければ「世間」の賛同を得られにくいという背景のみならず、ある一人の法実務家の「感覚」に染みついた事件の「マイナーな位置づけ」が窺われ、ここにもやはり、

「取り返しのつかない死」をめぐる「二人称の死／三人称の死」の隔絶が関わっているものと見ることができよう。

このように、かけがえのない子どもの命が失われた事故をめぐる紛争の展開過程においては、具体的な紛争事例の検討結果からも、また社会的な理論整理に基づく視点からも、子どもを亡くした遺族両親の「死別の悲しみ」を適切に理解し寄り添うことの重要性を改めて指摘することができる。その背景にあるのは、遺族両親の「死別の悲しみ」に対する周囲の無理解という落差／隔絶の構図であった。しかし、さらに言えば、遺族両親の抱える「死別の悲しみ」をめぐる周囲の関わり方の問題には、上田の指摘でも明らかなように、それが「法の問題」として現われる際に特有の困難さという面もみてとることができる。次にこの点を見ていこう。

## (2) 不法行為責任追及をめぐる「ディレンマ的状况」と制度的紛争解決の意味

### ① 制度的紛争解決が持ち得る「状況打開力」への紛争当事者の「期待」

事例の展開及び検討を振り返れば、事故後の紛争展開の全過程を通じて「死別の悲しみ」を抱えた遺族両親が直面していたのは、一言で言えば、「どうにも身動きの取れない」不法行為責任追及のディレンマであったと言えよう。そしてこのディレンマの構図は、様々な面で顔を覗かせていたと見る事ができる。

例えば、事故を「このままにはしておけなかった」遺族両親にとって、結局は裁判以外に紛争解決の受け皿は見つからず、しかしその裁判こそが、「亡き子に対する親の思い」をさまざまに傷つけられる場所に他ならなかった。また、訴訟の勝ち負けのみが絶対ではなく、訴訟をすることによって得られる満足感／一定の達成感こそが一方で求められていたにも拘らず、しかし他方で、訴訟の勝ち負けが被害者である倫弘さん自身の名誉／不名誉に直結するという避けがたい現実も存在していた。



結局、本件事件において問われていたのは、事故によって失われた「かけがえのない命」をめぐる紛争の「解決」過程において、「失われた命の重さ」はそれ相応に扱われるべきであるはずなのに、なぜ、それがなされないのかという「まっとうな異議申し立て」であったと言えよう。現状の不法行為制度＝人身損害賠償制度の下では一方で、交通事故紛争処理をめぐる二木雄策の批判<sup>(10)</sup>に見られるように「被害の迅速な救済」のみが至上命題とされ、システムティックな紛争「処理」が制度的に強行されている現状がある。他方、そうした制度的枠組みが妥当しない本件事件のような紛争領域<sup>(11)</sup>では、遺族両親に対して事故による死を、被害者本人の避けられない「不運・運命」、「しかたのないこと／とりかえしのつかないこと」とみなして、何らかの形で早くあきらめ、受け入れさせようとする働きかけが、周囲から常に求められていたものと見る事ができた。

もちろん、かけがえのない子どもを亡くした遺族両親にしてみても、最終的にいつかは、わが子の「理不尽な運命」をいくらかでも「腹に収める」形で、その後の自分自身の人生を生きて行かねばならない時が来るものと思われる。ただその過程においては、「あきらめ」の前提として親自身に最低限の「納得」が必要となるに違いない。その「納得」を求める手がかりのひとつとしても事故後の「責任」追及の過程は位置づけられることになり、法的責任の追及はその公式な形ということになると言えよう。

ここでの「納得」は、親としての思いと同様、周囲／社会との関係を持ちつつ社会構築的に形成されて行く側面<sup>(12)</sup>を有しているものと見る事ができる。事故をめぐる法的責任の追及に際し、訴訟提起や金銭賠償の額、和解条項の文言など様々な面で遺族両親がその「意味づけ」を求めるのは、この局面であると言えよう。

このように、被害者遺族の視点に立って紛争の展開と意味変容を踏まえつつ見れば、紛争の解決を何らかの形で求めるには現状ではかなりの

程度において「裁判以外に頼るものがない」状況であることを指摘できる。この点は、従来「訴訟になじまない紛争については訴訟以外の紛争解決方法を積極的に探す努力をすべき」と一般的に理解されてきた点<sup>(13)</sup>について、再考を促すものとなるのではないだろうか。問題となるのは、訴訟になじむ紛争／なじまない紛争を「誰が」、「どのように」判断するかであり、その判断に際して紛争当事者の意思をどこまで尊重できるかであろう。また、紛争解決過程において訴訟が果たし得る役割をどのように位置づけるかの問題も、当然からんでくることになる<sup>(14)</sup>。本件事件を振り返れば、被害者遺族両親が他に選択肢を見出せない状況の中で、訴訟にこそ「状況の打開力」と自らの悲しみを単に私的なものとするのではなく公的に位置づけたいという思いが託されていたであろうことに、留意すべきである。

そして一般には、こうした期待に対し、制度ないし制度に携わる人間の側で十分に応えられていないのが現状であろう。ここには、訴訟に対する「過剰期待」とのみ簡単には切り捨てられない側面がある<sup>(15)</sup>。「命を失わせた責任」を加害者側に求めるその求め方に「正答」がない中で、被害者遺族の意味変容と「死別の悲しみ」の受容を支援しつつ、紛争に何らかの形で折り合いをつける「解決」を模索するために必要な制度的条件の洗い出しと折り合いが必要であると言えよう。

## ② 法における「感情の横溢」と排除

近年、司法に対して寄せられている被害者感情等の「感情に対する応答」を求める現象について、これを「司法における『感情』の横溢」として論じているのは、和田仁孝<sup>(16)</sup>である。和田は、人々の法に寄せる要求が過剰化し、法システムの「外部」の問題であったはずの「感情問題」が法の内部に持ち込まれつつある現状を法システム内部における「感情の横溢」として捉え、状況の大まかな見取り図を示している。

この点に関して、「死別の悲しみ」を抱える被害者遺族両親の視点か

ら／体験を通して見た法の現状は、法が前提とする「生死峻別のイデオロギー」とあいまって、被害者／被害者遺族にとって著しく不公平なものとして受け止められていることが理解される<sup>(17)</sup>。こうした「不公平感」(「被害者の人権」という主張、「死人に口なし」という万感の思い)を真摯に受け止めつつ、改めて「かけがえのない人命」が失われた事件・事故に起因する紛争の解決において法ないし法的手続が果たし得る役割をトータルに検証する作業が求められることになると言えよう。「死別の悲しみ」を伴う紛争／訴訟において被害者遺族の意味変容を支援することに紛争解決の主眼を置くとき、訴訟の場において遺族の「死別の悲しみ」を適切に組み入れることは本当に回避すべきことなのかが問われるのは、この局面である。

例えば、法廷内への遺影の持ち込みも許可制ではなく、原則として遺族の権利として認められるべきではないだろうか<sup>(18)</sup>。また被害者のアルバム写真やビデオ上映などを意見陳述・尋問等の場で行う工夫、被害者遺族本人による意見陳述の機会、本人・証人尋問の機会を最大限活用する工夫も可能な限り、広く認められてしかるべきではないだろうか<sup>(19)</sup>。フィクションであれ、命を失った当事者の「不在」をカバーするような制度として民事訴訟を位置づけることは、訴訟の公平性その他の見地に照らして本当に不可能であろうか。

この点、加害者側の責任の果たし方と密接に関係するのだが、加害者側に被害者遺族の感情に向き合わなくてもよい権利が認められるかどうかという問題がある。現状では、「紛争の法的解決と心の問題は別」としながらも、実質的にこのような権利を加害者側に認めているに等しい。被害者遺族側の「社会／裁判の不公平さ」に対する異議申し立ても、一つはこの点に関わる。謝罪の強制が適当でないように加害者側の「内心の自由」が認められることは当然としても、被害者遺族の側の「死別の悲しみ」や被害者自身の「失われた命」に一切向き合わなくてもよいとすることは、やはり妥当ではない。「訴訟や法的解決以外の他の場所で」

とする役割／機能限定論も、そうした「他の場所」を見出すことが絶対的に困難な現状では、被害者遺族にとって単なる「厄介払い」としか受け止められないことに留意すべきである。

### (3) 紛争当事者の「意味変容／事態の再解釈」を支援する法制度構築の必要性

紛争当事者の「意味変容／事態の再解釈」を支援する法制度構築の必要性を論ずるにあたって、まず注目しておきたいのは、「隣人訴訟」事件を様々な角度から読み解くことを試みてきた一連の研究蓄積の中で、特に以下に挙げる井原美代子と藤倉皓一郎によって示された二つの視点／見解である。これらはいずれも、「隣人訴訟」事件、ひいては本件事件のような子どもの「不慮事故死」紛争の検討においてともすれば見落とされがちな、重要な論点を示唆するものである。すなわち、子どもを亡くした両親の「死別の悲しみ」をめぐる問題であり、その両親が紛争の過程において抱いていた「訴訟に対する意味づけ」の理解をめぐる問題である。以下、この点を「隣人訴訟」事件に引きつけてやや詳しく見ておこう。

「隣人訴訟」事件をめぐる一連の展開について、子どもを亡くした両親（原告夫婦）のモチーフとしての「子の死の受容」という観点から着目したのは井原美代子である。<sup>(21)</sup>井原は「隣人訴訟」事件について「今回の訴訟は原告にとって、『子の死の受容』がモチーフであり、その手がかりの一つとして訴訟があったのではないか」と指摘する。断片的で限られた情報からの「一方的な推測」と断った上で井原は、子どもを亡くした原告夫婦が「親としての深い悲しみや後悔、あるいは隣人への怒り、うらみ、その他もろもろの感情」を「未整理のまま、あるいは無理に整理してしまったものとして、あるいは無意識のうちに訴訟にもちこまれたのではなかろうか」と述べる。幼いわが子との「死別の悲しみ」を夫婦で背負い「暗黒の闇の中で、救いを求めながらもがいている時、その

指先に触れたのが法ではなかったか」、「そしてその光を頼りに歩めば、子供の死を納得できる確かな答えを見出せるかもしれないと、訴訟にふみ切られたのではないだろうか」との理解の下に、井原は原告夫婦による隣人夫婦を相手取っての提訴も、またその後の判決時の原告夫婦の「心境の変化」<sup>(22)</sup>も、「子の死の受容」というモチーフの下でこそよりよく理解されるとする。

このように「推測する」井原の見解は、たとえば原告夫婦の訴訟動機に対する理解などより詳細な検討が必要な部分<sup>(23)</sup>もあり、また「子の死の受容」のモチーフをやや強調しすぎる難点があるものの、「隣人訴訟」事件を理解する上で、子どもを亡くした「死別の悲しみ」を抱える原告両親の「思い」に寄り添い、これを理解することの重要性を端的に指摘している点において示唆的である。もちろん、井原以外の論者の多くが「隣人訴訟」事件について語る際、子どもを失った両親の「死別の悲しみ」に何らかの形で言及している。しかし、具体的な事件展開の中で子どもを亡くした両親の内面の動きやその行動に対する意味づけのレベルでこれを「死別の悲しみ」と結びつけて、その意味変容の過程を理解しようとする論者は少ない。むしろ多くの場合、子どもを亡くした両親の「死別の悲しみ」は分析の中でどこか脇に追いやられてしまい、ほとんど省みられていないように思われる。ここから改めて「隣人訴訟」事件を振り返れば、子どもを亡くした原告両親の「死別の悲しみ」が被告側および広く社会一般までを含めた周囲の第三者（この事件について何らかの形でコメントする論者も含む）に本質的に理解されていなかったのではないかと疑問が大きく浮かび上がってくるのだが、何故そうなのかという点については、また後に詳しく述べることにしたい。

さて次に、「隣人訴訟」事件について「相手に非を認めさせるための訴訟」という性格づけを与えているのは藤倉皓一郎<sup>(24)</sup>である。藤倉は「日本の社会では謝ることが重要な意味を持ち、『提訴自制』の効果」を持つことに触れた上で、「社会保険や保障がゆきわたるほど、『隣人訴訟』

に類する訴訟が増えるのではないか。それは損害に対する賠償を請求するのではなく、相手に非を認めさせるための訴訟である」と指摘する。損害の填補がなされた「あとに残るのは被害者の加害者に対する感情」であり、「謝る文化のなかでこそ逆に相手の非を責める意味も大きいのではないか」と示唆している。

「隣人訴訟」事件の展開を振り返れば、子どもを亡くした両親である原告夫婦は代理人を通して、子どもを「預かった」隣人夫婦を訴えるに至った提訴動機について「一言の謝りの言葉もなかったので」と述べている。<sup>(25)</sup> 限られた資料からの推測にならざるを得ないが、子どもを亡くした原告夫婦の心の中に、子どもを「預かって」くれたはずの隣人夫婦の責任を問いたい、その「非」を少しでも認めさせたいという思いが抱かれていたのではないか、というのは比較的<sup>(26)</sup>理解しやすいところである。藤倉の見解はその意味で、「隣人訴訟」事件の事件展開において子どもを亡くした両親が訴訟に対して与えた意味づけを理解することの重要性を指摘するものである。

このように、井原と藤倉、両者によって示された見解はいずれも「隣人訴訟」事件ないし同じ系譜に属する子どもの「不慮事故死」紛争事例を理解する上で重要な指摘と受け止めなければならない。改めて確認すれば、「隣人訴訟」事件ひいては子どもの「不慮事故死」紛争事例を検証する際に必要となる注意のひとつに、不慮の事故により子どもを失った両親の「死別の悲しみ」に視線を向けることが挙げられ、そのことは、紛争の一方当事者自身が紛争状況に与えている意味理解に対し法社会学的事例研究として解釈的にアプローチして行く際に極めて重要になるということである。一方の当事者が「死別の悲しみ」を背景として持ち続けている紛争の展開過程を豊かに記述し的確に分析して行くためには、例えば紛争過程の局面において「非を認めない相手方」に対して「その非を認めさせる」という一方当事者の訴訟に対する意味づけに着目することが重要であると同時に、また、その意味づけが変容して行く過程を

全体としてフォローすることが重要になると言えよう。

ここで理論的に要請され、子どもの「不慮事故死」紛争事例の分析に適合的でもある「紛争／紛争過程観」は、紛争ないし紛争過程を紛争当事者自身の問題状況に対する認知／解釈の変容過程の問題として理解するスタンスである<sup>(27)</sup>。紛争当事者間の特定の利益対立という従来の支配的な紛争観から脱却したこの紛争／紛争過程観の下でこそ、井原がいう「子の死の受容」の問題も藤倉の指摘する「相手に非を認めさせる訴訟」の意味づけの問題も、その重要性にふさわしい適切な位置づけを与えられるものと考えられる。

改めて本件事件の展開と検討を具体的に振り返ってみれば、本件事件においては、被害者遺族両親に「和解か判決か」をめぐる苦しい葛藤の経験があり、その分「和解による解決」の意味を何度も何度も反芻している面があったのに対し、加害サークル学生たちの側にはその意味理解がいまだ十分ではない状況が現出していた。双方の弁護士それぞれが、「和解による解決」の意味合いについて自らの依頼人に十分な説明をしなかったことが大きいのだが、そもそも和解による解決には「玉虫色の決着」という性格も否めない。法的な主張の折り合いという側面と、法外的な要素の取り込みという側面を適切に考慮・見通した上での和解条項の構築と、その説明責任並びに当事者の学習支援が、弁護士並びに裁判官には求められるといえよう。

#### (4) 紛争解決過程における「喪の作業」に対する配慮の必要性

##### ① 「喪の作業」と「遺族の時間」

本件事件を振り返れば、「死別の悲しみ」を抱える被害者遺族の「喪の作業」を適切に理解し、これに一定の配慮を行いつつ進めて行くことのできるような紛争解決枠組みのあり方が求められる。そこでの大きな問題は、すなわち、遺族が感じる「時間」の問題である。冷静には事態を受け止められない精神的混乱期の中で、事後処理が急がれ進められて

行くことの不合理さと、そのことに対する不信感・異議申し立てという構図を見落としてはならないだろう。被害者当人の死をめぐる二人称の死と三人称の死という構図が法的処理にも影を落としている。また、本件事件の特徴として、両親と被告学生たち／サークル学生たちとの事件の終局後も続いている今後の問題がある。法が従来想定していなかった、訴訟終局後も関係性を継続する形での紛争解決のあり方に対する十分な理論的検討が必要になる。そこでは、一方当事者である被害者遺族の抱える「死別の悲しみ／喪の作業」の「時間的側面」に配慮することが必要になるとともに、従来の「紛争」観（経済的損益をめぐる争い）の転換、「解決」（関係性の断絶）観の転換が併せて求められることになる。死を悼むこと及び「喪の作業」ともからんで、紛争の両当事者が法的紛争終局後も関係性を継続させる解決様式を選択する場合の和解の活用と、適切な「アフターケア」のあり方などは、すぐれて実務的な課題として理解される必要があるように思われる。

これに関連して以下では、本件事件と同じく「不慮事故死」紛争研究の系譜に連なりながら、「死別の悲しみ」の問題を正面から取り上げた研究として、野田正彰による大事故遺族の「悲哀」の研究を取り挙げ、その与える示唆を確認すること<sup>(28)</sup>にしたい。

野田は、1985年に起きた群馬県・御巢鷹山への日航ジャンボ機墜落事故<sup>(29)</sup>、1988年に中国・上海市で起きた高知学芸高校の修学旅行列車追突事故<sup>(30)</sup>など多くの大事故・死傷事故に取材して、精神医学の視点から被害者遺族の「悲哀」にまつわる問題を鋭く描き出している。その研究から得られる示唆は、貴重かつ重要なものである。

野田は、日航ジャンボ機墜落事故について遺族による「遺体を取り戻す闘い」から記述を始めている。山深い墜落現場から運び出された被害者たちの遺体は、ほとんどが「部分遺体」として「全身挫滅」という「聞きなれない言葉」が死因として新たに作られたほど凄惨に変わり果てた姿で遺族と対面することになった。突然にかけがえのない存在を失っ



た遺族は、なぜ執拗なまでに遺体を取り戻すことにこだわったのか。野田はそこに、全く予期しなかった死を遺族が現実のものとして受け入れていくための最初の作業という意味合いを見出している。

こうして始まる「遺族の時間」は、5つの段階を経て最終的に「死別の受容」へと向かうと野田は指摘する<sup>(31)</sup>。すなわち、第一段階はショック、第二段階は死亡という事実の否認、第三に怒りの段階、第四に回想と抑うつ状態、そして第五の段階としての「死別の受容」である。専門の精神医学の立場から、野田はそれぞれの段階ごとの看護や治療のあり方について触れて行く。

その中で野田は、事故の補償交渉を行う時期について、「第四段階を過ぎてからにすべきである」と指摘する。野田によれば「死別後すぐに補償の話を経済に伝えるのは愚劣なこと」であり、「故人を金と交換させる気持ちにさせ、未解決の罪悪感をさらに強める」のである。しかし、そのことに理解を持たない多くの弁護士や保険会社の代理人たちが、遺族の「喪の作業」を阻害するだけでなく「遺族の怒りや抑うつを遷延化させている」と厳しく批判している<sup>(32)</sup>。

ここで野田が指摘している「時間の観点」は、先にも触れたように極めて重要であると思われる。野田は、事故後それぞれの遺族につけられた日航の社員や関係者からなる「世話役」と遺族の間の様々なズレや、遺族が世話役によって傷つけられた経験を紹介する中で、「遺族の時間」と「関係者の時間」の違いを浮き彫りにしている。「死者と遺族の時間は、日常の業務の外に出てみようとしなないものの時間と違うことをわかっていない」と批判されるその関係者の中に、遺族側の弁護士も含まれていることを考えれば<sup>(33)</sup>、事故や紛争とは直接かかわりがないように見える／振舞う周囲の第三者との関係についても、「遺族の時間」とのズレを考慮する必要があることは言うまでもないだろう。

また、遺族の喪の悲しみが「四つの変数」から構成されているという指摘もここで確認しておこう。すなわち、遺族の条件（性別、年齢、性

格、等)、喪った相手、死の状況、事故後の環境、である<sup>(34)</sup>。

このうち、「事故後の環境」はまさに事故をめぐる紛争過程と密接に関わるものである。野田は、加害者の対応や、マスコミ、弁護士、損害保険会社などが遺族をどう扱うかによっても「喪の悲しみ」は変わってくると指摘する。親族、友人、知人、近隣の人々、個人や遺族の職場の同僚たちの共感の厚みによっても変わるとする一方で、「(遺族の) 悲哀に社会が関与できるのは、事故後の環境の改善である」と述べる。さらに次のようにも述べている。すなわち、「加害者や社会の側がよく主張するように、たしかに『起こったことは取り返しがつかない』。だからといって、『二度と事故が起こらないように祈る』と口にする前に、遺族を取り巻く加害者や社会の側に、なさねばならないこと、気付かねばならないこと、改善すべきことが多くある<sup>(35)</sup>」と。

以上、甚だ簡略ではあるが、大事故遺族の「悲哀」の問題に関する野田の指摘を見てきた。このうち、遺族が抱えることになる「時間の問題」、その周囲との「ズレ」の問題や、「喪の悲しみ」を構成する「四つの変数」などの指摘は、子どもの「不慮事故死」紛争である本件事件の紛争の展開過程を検討する際にも通じる、有益な視座であると思われる。まずそのことを確認しておきたい。

その上で、野田も指摘しているように、大事故遺族に限らず遺族が抱える「喪の悲しみ」は千差万別であり、一般化にそぐわないものであることも、しっかりと認識しておく必要があるだろう。野田自身、遺族に対する「マニュアル的対応」に極めて批判的である。遺族一人一人に違った「喪の悲しみ」があることを、十分に理解しておかなければならない。

ところで、このような遺族の「悲哀」、「喪の悲しみ」にかかわる精神医学的な知見は、たとえ野田の指摘する通りであったとしても、それが本件事件のような子どもの「不慮事故死」紛争をめぐる法学的な議論ないし法社会学的な分析・検討とどのように結びつくのかという点について、なお疑問を持たれる向きもあるかもしれない。そこで次に、野田に

よる「法律家の経済学」批判を紹介しておくことにしよう。

## ② 遺族の「悲哀」を妨げる「法律家の経済学」批判

野田は端的に、次のように述べている。すなわち、「補償は何のためにあるのだろうか。大事故があると、被災者の悲しみの強調と安易な原因追及と補償問題の煽りたては、社会的関心の三本セットになってしまっている。だが、現行の補償交渉と補償金は遺族の再出発にどれだけ役立っているのだろうか。愛する人をカネに変える作業は、すさまじい葛藤を遺族の心に呼び起こす。補償問題の専門家を自認する多くの弁護士が、それを少しもわかっていない。要はカネを多く取ればよい。それが職務に忠実なことと思いついでいるようだ<sup>(36)</sup>」と。

さまざまな事件・事故を対象にした補償交渉に弁護士が関与するケースにおいて、残念ながらこうした批判はよく見聞きされるものである。中にはこうした点に充分自覚的な弁護士もいるだろうが、むしろ批判が妥当している例を挙げるに際し枚挙に暇がないほど、批判が当たっているケースは多いものと思われる<sup>(37)</sup>。

なお、先に見た二木による交通事故賠償交渉の問題、すなわち、交通事故紛争をめぐる賠償交渉がもたらす「加害性」の問題も、まさにこの点にかかわるものであった。ここでは、「死別の悲しみ」ないし「悲哀」の問題によりシフトさせる形で、改めて検証を行うことにしたい。

野田は、日航機事故の遺族たちの「声」として補償交渉に携わる「弁護士にはつくづく失望した」という指摘、及びそれに類する批判を随所に記述している。「遺族の目を通して見る限り、弁護士という職業にはどこか歪みがある」という弁護士批判だけでなく、法学者についても「遺族の被害をカネでしか考えられなくなっている」と手厳しい批判を下している<sup>(38)</sup>。

具体的な事例検討として野田は、高知学芸高校・上海列車事故を挙げ、「弁護士の補償交渉が遺族の喪の感情とズレていった事例」という位置

づけを与えている。ここではその詳細についての紹介は省略せざるを得ないが、野田は両者の「ズレ」を「わが子の死の意味を問う者と、悲しみは金額に換えることしかないと職業的に思い込んでいるものとのすれ違い」と述べている。<sup>(39)</sup> 遺族の感情を聴くことなく、ひたすら補償額の上乗せに血道をあげ、そのことの苦勞に対するねぎらいを一方向的に要求する弁護士の姿は、見苦しい。なぜ、そうになってしまうのかは、弁護士を含め法曹養成に携わる法学者にとっても、重要な検討課題であることに間違いはないだろう。

ここまで見てくれば、ひとまず「入り口の認識」として、「不慮事故死」紛争の検討に際して遺族の「悲哀」の問題、「喪の悲しみ」の問題について、それが法の問題、とりわけ法の専門家として補償交渉や賠償交渉にかかわる弁護士の紛争過程への関与のあり方という点で、決して無関係ではあり得ないことが理解できるものと思われる。問題は、一部に「どうしようもない弁護士」がいるというレベルにとどまらず、法専門家としての弁護士、ひいては法ないし法制度全体に対する信頼という局面にまで展開し得る。そのことを十分に踏まえた上で、ここでは本件事件の具体的な展開・検討を踏まえて、この問題をより突き詰めて検討することが必要であろう。

さて以上、大事故遺族の「悲哀」の研究を通して、子どもの「不慮事故死」紛争と切り離すことのできない子どもを失った遺族の「喪の悲しみ」の問題と法とのかかわりの側面、及び批判されている現状を改善して行くための手がかりとなるであろう示唆のいくつかを、まだごく部分的なものに過ぎないものの確認することができた。

### ③ 「死別の悲しみ」と「喪の作業」をめぐる若干の検討

ここでは、改めて「死別の悲しみ」と「喪の作業」をめぐる若干の問題を野田の議論から一端離れて、より広く一般的な文脈の中に位置づけ直した上で検討することにしたい。そうした作業が必要であると考え

理由の根底には、本稿における問題意識の出発点となる問いが関わっている。すなわち、かつての「隣人訴訟」事件についても、また「ある交通死」事件をめぐるについても、そして本件事件においても、子どもを亡くした被害者遺族両親の「死別の悲しみ」は、加害者（被告）側および周囲の第三者に本質的に理解されていなかったのではないだろうか、そこには「死別の悲しみ」をめぐる何らかの問題状況が存在しているのではないのか、という問いである。

そのためにここでは、人々の「死別の悲しみ」の問題を扱っているいくつかの主要な先行研究<sup>(40)</sup>に拠りながら、そこでの議論や知見を整理・検討しつつ、まとめとしたい。

最初に断っておかなければならないことは、先ほど野田の「悲哀」に関する研究を紹介した際に触れたように、「死別の悲しみ」が人によって千差万別のものであり、抽象度を高めた一般的な議論や類型化に基づくマニュアル的な分析にはなじみにくい性質を持つということである。そのため以下で取り挙げるいくつかの指摘も、それ自体は断片的なものにとどまり、それを例証する具体的な挿話等と一緒に提示することではじめて、説得力を持ちうるような議論であることに注意が必要である。「『死別の悲しみ』を抱える遺族には、これらのことが全てあてはまる」とか、「遺族の『死別の悲しみ』とは、このようなものだ」といった性格のものではないことに、くどいようではあるが、十分な注意が必要である。

さて、はじめに指摘されるのは、わたしたち社会が他者の「死別の悲しみ」に対してあまりにも無関心であり、「死別の悲しみ」についてほとんど無知であるということ、まず十分に自覚しなければならないということである。そしてこのことは、「死別の悲しみ」を抱えている遺族の側には明確に意識されているが、当事者を取り巻く周囲の人間には自分が「無理解である」ということの認識すら持ち得ていないというところに特徴がある。「死別の悲しみ」を抱える遺族が周囲との関係性の

中において「傷つく経験」をすることによって初めて、周囲の無理解は遺族によって認知される対象となる。そしてこのことは、遺族の側から自分を「傷つけた」当の周囲の人間に対して何らかの異議申し立てがなされない限り、ほとんど顕在化しないものであり、仮に異議申し立てがなされたとしても、そのことがきちんと理解されないことすら決して稀ではないのである。

こうした状況は、「死別の悲しみ」を持たない／理解できない周囲の側からは、厄介な状況以外の何ものでもない。したがって、遺族の側が「傷ついている」ことを訴えたとしても、なぜ傷つくのかが理解できないため、往々にして遺族は「神経過敏」であるとか「精神的に病んでいる」、あるいは「つき合いづらい」などの理由で接触を避けられる対象にもなってしまう。「腫れ物に触る」ような対応をとらなければいけない、という周囲からの遺族に対する「嘆き」や「非難」の声は、よく耳にしやすいところである。

しかし、日常の社会生活の中には、遺族を「傷つける」出来事やもので満ち溢れている<sup>(41)</sup>。こうしたことを繰り返すうちに「死別の悲しみ」を抱える遺族の側では、いくら周囲に訴えても自分の「死別の悲しみ」は受け入れてもらえず理解もされないと思うようになり、やがては「傷ついている」ことを訴えるのをやめて、あきらめてしまう。所詮、理解してもらえなどしないということで、自分を傷つける周囲との接触を自ら絶つようになって行く人もある。

社会には一般に、激しい感情の表出を嫌う傾向があり、「悲しんでいる人を見たくない」という「暗黙の了解」が成立しているとされる。このことの例証として、若林は群馬県御巢鷹山の日航ジャンボ機墜落事故で奇跡的に救出された少女をめぐる報道のあり方に触れている。救出された少女が加療先の病院を退院する際、取材に訪れたカメラマンが次々とカメラのフラッシュをたきながら、「○○ちゃん、笑ってください」、「こちらを向いて、笑ってください」という言葉を少女に投げかけた、

というのである。これを評して若林は、「社会の中に、[九死に一生を得た] ○○ちゃんだからこそ、笑ってもらわなければならないという残酷さがあつたような気がしてならない」、「『大変だったけれど、悲しみを乗り越え、健気に生きる少女』であつて欲しかったのだ」と述べている。<sup>(42)</sup>

このように、死別の悲しみに伴う激しい感情の表出を社会の側で嫌い、抑圧する傾向があるにもかかわらず、若林らが指摘するのは、死別の悲しみを隠すことなくできるだけ表に出すこと、「思い切り悲しむこと」であると説いている。そしてそのためには、「死別の悲しみ」に関して「思いのままを吐き出させ、それを受け止めてくれる人の援助が必要」だとされるのである。<sup>(43)</sup>

また、先ほどの野田の指摘にあつた通り、「遺族の時間」を適切に考慮することが必要となる。そして、死別の悲しみを抱える「遺族の時間」と「周囲の時間」との「ズレ」を考慮するだけでなく、時間経過に伴う「悲しみの質の変容」という面も意識されなければならない。<sup>(44)</sup> 「死別の悲しみ」は決して消えるものではなく、その人の心のありようによって時間とともに徐々に変容していくものだというのである。

最後に、もう一点だけ確認しておきたい。それは、様々な関係性の中にある「死別の悲しみ」の中でも、親として子どもを亡くすことによる「死別の悲しみ」こそが、最も辛いものだとされていることである。<sup>(45)</sup> 「子どもを喪うことは、未来を喪うことである」と言われる所以である。

子どもを亡くした親は、特有の「遺族の時間」の中で変わらず子どもを愛し続ける。そして、自分が遺されてしまったという思いを抱き、そのことに罪責感を覚えながら、また、どのような事情であれ「自分が子どもを死なせてしまった」という自責の念を絶えず反芻しながら、これからをどう生きていくのか必死で模索することになるという。そのためにも、「子どもの死は、自分にとってどのような意味があつたのか」ということを終わることなく問い続けて行く傾向が見られる、と指摘されている。<sup>(46)</sup>

さて、以上断片的ではあるが、「喪の作業」と「死別の悲しみ」に伴ういくつかの重要な知見を確認した。これらの知見については、最初に断ったように、個別具体的な遺族当事者によって抱かれているそれぞれに固有な「死別の悲しみ」の表出を離れて、抽象度を高めた一般的議論として扱うことが難しい／適切でない性格を有している。そのため、これらの知見はあくまで「例証」として一度「括弧に入れて参照する」形にとどめた上で、それぞれの紛争当事者遺族に固有な「死別の悲しみ」表出を受け止め、理解し、記述して行くように努める必要があることを指摘しておく。

最後に改めて確認しておきたいのは、「死別の悲しみ」を抱く遺族当事者と周囲との間に生じる、社会や周囲の状況・物事に対する感じ方・理解の仕方の落差／隔絶という点である。子どもの「不慮事故死」紛争事例においては、子どもを亡くした遺族両親と加害者側や周囲の第三者との間には、流れる時間の間隔からして決定的に違いが生じている可能性があるということを、再度確認しておきたい。

また、子どもを亡くした遺族両親が自らの「死別の悲しみ」を時間経過や周囲とのかかわりの中で変容させて行く過程と、子どもの「不慮事故死」をめぐって展開する紛争過程がどのように関わっているのか、特に、遺族両親の意味づけレベルでの解釈構成が極めて重要となることを確認しておきたい。

以上、これまでの検討を踏まえて、新たな視点を導入しつつ考察のまとめを行ってきた。以下では、これらを踏まえて、本件事件のような子どもの「不慮事故死」紛争の「解決」が現状において直面している困難な「ディレンマ的状况」を打開するための策を模索するとともに、将来的な検討課題を示すことにする。



## 2. 現状での「打開策」の模索

### (1) ADRないしメディエーションの利用をめぐる

#### ① ADRないしメディエーションの利用をめぐるいくつかの問題

これまで見てきたように、「死別の悲しみ」を抱える遺族の側には「失われた命」を相応に扱う場としての訴訟に対する期待が大きい一方、やはり他方では、法廷空間における「感情」の扱いという原理的に困難な問題が伴う以上、現状では、その困難さを根本的に解決する方針を訴訟の場において打ち出すことは難しいと言わざるを得ない。

だがそれならば、現状において裁判以外に代わり得る様々なADR等を活用することで、社会の中で新たに「失われた命」を相応に扱う場を創設することはできないだろうか。

この点に関して示唆を与えられるのが、不法行為法を含む「責任法の危機」という視点から「責任保障としての法」を位置づけ、責任の意味と制度について「負担から応答へ」の流れを説く瀧川裕英の議論<sup>(47)</sup>である。本件事件の検討から改めて問われることは、子どもの「不慮事故死」紛争について訴訟の場での紛争解決が難しい場合に裁判以外の紛争解決方法、多様なADRやメディエーション等の制度をいかに活用して行くかということであろう<sup>(48)</sup>。従来の「負担責任」から「応答としての責任実践」に開かれた法制度の構築を模索する上で、「被害の迅速な救済」理念を一度離れて「死を相応に扱う場」の創設が求められることになる<sup>(49)</sup>と言えよう。

問題となるのは、本件事件において遺族両親—サークル学生たちの直接交渉の過程に、メディエーターが入ることで／入っていたら、遺族両親とサークル学生たちとの話し合いなし交渉過程を、もう少し適切に整序することができたかどうか、という点である。たとえば、サークル学生たちに見られた「もうきくことはありませんか」、「僕たちに法的責任はありませんから」等の決定的な発言を回避ないし和らげた認識として遺族両親に伝え、コミュニケーションをとることが可能だったかどうか

かだが、事例分析の結果を踏まえればかなり困難ではあるものの、可能であったと言える部分もあるだろう。<sup>(50)</sup>

しかし、問題はまず、その制度利用の「入り口」にどうやって立ってもらおうかという点である。<sup>(51)</sup> 裁判に代わる場としての位置づけ・信頼を利用者から得ることは、一方で公的な場としての裁判所・裁判空間に対する「過剰期待」<sup>(52)</sup>を抱く遺族両親の思いを踏まえれば、容易ではないと思われる。

そこには、現時点で「制度のネーミング」という問題もあると言えよう。「和解」や「調停」といった言葉の日常的なレベルでの意味づけにおいて「有耶無耶であいまいな妥協」といったイメージを遺族が最初から受け入れがたく思ってしまう例もあることを踏まえて、その制度紹介にあたっては制度運営者側も、制度の利用を促したり支援する弁護士にも、十分な理解と対応が求められる。その前提として、和解や調停に対するイメージの裏返しに、裁判こそが「最後の決着をつける」公に開かれた厳正・中立な場所として遺族両親側に理解されていることを十分踏まえておくべきだろう。この裁判イメージにはある程度、そういった場であってほしいという「願望イメージ」である部分も含まれるだろうが、この点についても予め、あるいは訴訟進行の過程で適宜、依頼者である遺族両親が「過剰期待イメージ」により必要以上の失望感を持たないようにコミュニケーションをとる必要があると言えよう。

また、実際の事件の扱いに際しては、「喪の作業」と絡んで一定の時間経過を必要とする遺族両親側と、早く決着をつけたい加害者側との間の「喪の時間」をめぐるギャップを、両者の間で如何に調整して行くかが課題になると言えよう。また、事件・事故の状況説明を揺るがせにできない被害者遺族側のニーズに対して、事実認定をどのように行い、活用するのが問題になる。

結局、問題はここでも、失われた命を相応に扱うことができるかどうか問われていると言えよう。そして、これに対する法専門家の理解、

特に加害者側の弁護士の理解と連携が不可欠である。従来の「負担としての責任」のみで問題を捉え、時間的コスト削減という視点から狭義の法的解決を一方向的に進めないようにする姿勢が求められる。

## ② ある学校死亡事故紛争について第三者機関が果たした役割とその評価から得られる示唆

ここでは、実際の学校死亡事故紛争事例において、ある市民オンブズマン制度が第三者機関として一定の役割を果たしたと思われる事例<sup>(54)</sup>を紹介しておきたい。この事例の紹介から得られる示唆は、学校死亡事故のケースのみならず広く子どもの不慮事故死紛争の「解決」にかかわり得る第三者制度やADRのあり方に対して、一定の意味を持つものと思われる。

事例は、兵庫県川西市のある中学校で起きた部活動中の熱中症による死亡事故<sup>(55)</sup>である。亡くなった子どもの両親は、その「死の真相」を知ろうとして学校側に向けあい、教育委員会にも一貫して誠実な対応を求めたが、十分な事故の状況説明と真相究明はなされないままに終わってしまった。両親によれば、事故の真相究明がなされないことにより、いわれのない誹謗中傷が両親に対して寄せられていたという<sup>(56)</sup>。

その中で、川西市が条例に基づいて設置した第三者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」(以下、「人権オンブズパーソン」<sup>(57)</sup>と略)が両親の「亡くなった子の人権救済」申し立てを受け入れ、約半年の期間をかけて両親や学校関係者に対する綿密な調査を行い、最終的に市教育委員会委員長宛に「勧告及び意見表明」を行ったという事例である。

ここで、この事例の詳細及び「子どもの人権オンブズパーソン」が提出した「勧告及び意見表明」の内容や効果について十分な検討・紹介<sup>(58)</sup>を行うことはできないが、「人権オンブズパーソン」が「亡くなった子どもの人権救済」<sup>(59)</sup>を受理して調査を開始したこと、学校関係者や市教育委員会の取り組み姿勢に対してその不十分さを指摘し、「市教育委員会、

当該中学校、そして被害者遺族が本件事故の教訓を真に共有しあえるものとするため」に関係者に対し「被害者遺族の思いに寄り添おうと努める」よう求めたことは、<sup>(60)</sup>筆者も十分に共感できるところである。

この事例では、こうした「人権オンブズパーソン」による事故の真相究明・再発防止に向けた努力に対し、事件の被害者遺族から「癒しの作業」と評価されるほど、その信頼を得ていることが特筆される。この点を踏まえれば、この事例における「人権オンブズパーソン」のような機関／制度を早急に整備して活動させることが、子どもの学校死亡事故紛争の「ADR利用に基づく解決」という面からも求められるのではないだろうか。

こうした視点から、「人権オンブズパーソン」の制度理念や役割について簡単に紹介を兼ねて検討すると、同制度が果たしている具体的な機能／役割業務の中に、相談や調査と並んで「相談の延長としての調整活動」が設けられている点に注目したい。子どもの人権問題に関する相談者としての子ども・親と相手方との同意に基づき、「人権オンブズパーソン」が相談を超えて関係当事者双方の人間関係を含めた調整を行い、事実上、「準司法機関」的側面を担うものとして位置づけられている点である。

ここでの「調整機能」は、「当事者自身の持つ紛争予防能力ないし初期段階での紛争解決能力を引き出し促進する機能」と説明されている。<sup>(62)</sup>この調整機能は、「相談」の延長としてのみならず、「人権オンブズパーソン」が「調査」を進め「意見書」や「勧告書」にまとめて行く過程でも展開されることになる。この「調査」過程は全体としてプロセス重視志向に基づいており、「意見書」の作成に際しての事実認定のあり方についても調査申立人／相手方関係者の相互理解を中心に据えて過去の事実認定に重きをおかない姿勢がとられている。よって、調査申立人／相手方関係者双方の間に重要な事実の対立があるなど相互理解を図ることが困難な事例については、裁判制度への移行も視野に入れられている。

その場合でも、訴訟の前段階で第三者機関が関与して当事者間の相互理解を試みる働きかけを行うことの意味を、「その後の紛争手続の進展にプラスになることもある」として肯定的に捉えている<sup>(63)</sup>。

このように、「人権オンブズパーソン」がその権限内で行う調査・意見書／勧告書の作成等において、実質上「準司法機関」的機能を果たすことが意識されている。こうした「人権オンブズパーソン」が、学校死亡事故を含む重大事故を扱う際の指針として「学校事故における被害者の立場尊重の視点」を掲げていることに改めて注目したい<sup>(64)</sup>。そこでは、遺族の突然死の心理状況を理解する必要性について、本稿でも先に触れた二木『交通死』への言及や、犯罪被害者支援の視点が指摘されているなど、子どもの不慮事故死紛争の「解決」にかかわる機関として不可欠の姿勢を備えているように思われる。実際に扱った学校死亡事故の事例は、紹介した事例を含めてまだ2例と少ないが<sup>(65)</sup>、今後の展開が期待される。

以上、実際に子どもの学校死亡事故事例を扱い、当該遺族から一定の評価を得ている川西市「子どもの人権オンブズパーソン」の概要について見てきた。ここから、同制度が与える示唆を改めて確認しておきたい。

まず、子どもの学校死亡事故を扱う上で事故状況の解明のために綿密な調査を行うことの重要性である。紹介した事例では、学校側の「事故報告書」を綿密な調査に基づいて補完し、その調査結果に基づいて市教育委員会に対し意見勧告を行っている。また、その調査結果は後の民事訴訟の場においても裁判所の実事認定の基礎として活用されている事実がある<sup>(66)</sup>。突然の事故により子どもを亡くした遺族両親にとって、事故の状況を明らかにすることの重要性は、本件事件の検討においてもこれまで指摘してきた通りである。その意味で、第三者機関として事故状況の調査・究明を積極的に行うことの意義は大きい。

さらに、上記事故状況の調査・究明の過程で、第三者機関として担当者が直接、被害者遺族の「声を聴くこと」の重要性である。このために

担当者には、被害者遺族の立場を理解し尊重する姿勢が求められる。ここでは、制度としての指針もさることながら、実際にどのような人物が担当者としてふさわしいかという担い手の問題がある。紹介事例でこの担い手となっていたのは、子どもの人権問題に長年携わってきた弁護士と専属の調査スタッフである。現実と同種の制度を立ち上げる場合には、ふさわしい担い手の確保とスキルアップが課題になると言えよう。

ただし、ここでの「人権オンブズパーソン」制度の役割は、あくまで相談・調査、意見勧告が主たる役割であり、その「準司法機関」的機能はあくまで副次的な役割にとどまっている。ここでの紹介事例で言えば、申し立ての相手方が川西市立の中学校と市教委であり、同じ川西市設置の機関による勧告ということで一定の効果が得られたものと判断される。その上でなお、様々な限界の中で同制度が果たしている一定の機能には、上で見たように評価すべき部分を多々見ることができる。

その上で問題となるのは、「準司法機関」的機能を主たる役割とする制度、すなわち学校死亡事故紛争の「解決」を直接目的としたADRをどのように構想するかであり、その際、ここで見た「人権オンブズパーソン」の活動に基づく示唆をどこまで取り入れることが現実に行えるかであろう。さらに言えば、学校死亡事故紛争に限らず、本件事件のように飲酒事故事例のケースも扱える制度構想の可能性と、その現実的基盤・条件整備を具体的に検討することが課題となる。

他にも、制度構築にあたっての権限や運営にかかる予算の問題、何より制度運営の担い手の問題等、また他の制度との連携等、解決しなければならない問題は数多いと言えよう。ここでその十分な検討を行うだけの準備はないが、上で見た示唆を生かす方向で、いずれ改めて取り組むべき課題としたい。

## (2) 弁護士役割論：被害者遺族に「伴走」する弁護士像

ここでは、本件事件の検討を通して「死別の悲しみ」を伴う子どもの

「不慮事故死」紛争の解決に際し「紛争解決の専門家」としての弁護士に求められる役割について、若干の考察を行なうことにしたい。<sup>(68)</sup>

本件事件の検討結果から指摘できることは、被害者遺族側／加害者側双方の弁護士とも、狭義の訴訟による法的解決のみならず、ADR やメディエーション、裁判外での和解活用等を視野に入れたより積極的・創造的な紛争「解決」の専門家であることが今後より求められるということであろう。必要に応じて裁判外の様々な制度を利用することを視野に置き、情報提供とともにその利用のメリット／デメリットを依頼者に対して十分説明した上で、適切な制度選択／利用を行えるようサポートする必要がある、より一層求められると言えよう。

特に被害者遺族の代理人となる弁護士に求められるのは、被害者遺族当事者と伴走＝同伴し、寄り添いながら支援することのできる弁護士像であろう。<sup>(70)</sup> こうした弁護士像において何よりもまず求められるのは、当事者である被害者遺族の「声を聴く」という姿勢である。<sup>(71)</sup> それは当事者である被害者遺族が抱える「死別の悲しみ」を適切に理解し、受けとめるという意味合いからも、また依頼者との間で適切な関係性を構築する上においても前提となる姿勢と言えよう。

具体的には、不慮の事件・事故により人命が失われたようなケースでは、被害者遺族にとってまず何よりも、事実／真相の究明が重要であることを理解する必要がある。それは、損害賠償責任を求める前提として必要であるというよりもむしろ、被害者遺族のその後の「喪の作業」を支援して行く上で不可欠であると言える。

本件事件の検討を見る限り、被害者遺族両親にとって金銭賠償原則そのものに対する違和感は、「お金の重み」によって相手に「責任の重さ」、「命の重さ」を知らしめたいという思いから、乗り越えられないものではなくなっている。重要となるのは、金銭賠償に対して被害者遺族両親が与えている「意味づけ」を、相手方および周囲の第三者／社会が十分に理解できるような手立てを講じることである。被害者遺族側の弁護士

には、この点を意識した十分なメディア戦略並びに法廷戦術が求められることになる<sup>(72)</sup>と言えよう。

改めて本件事件の展開及び検討を振り返れば、被害者遺族両親による訴訟追行には、「親として、やれるだけのことはやりたい」という一定の「納得」を求める思い、亡き子に対する弁明を得たいという側面を見てとることができた。遺族にとって、訴訟追行に積極的に関与することが、自身の「癒し」につながる面もあることを、十分に理解する必要がある。当事者遺族にとって、訴訟追行の過程そのものが「喪の作業」の一環として位置づけられることを十分理解する必要がある。伴走する弁護士には、被害者遺族が訴訟追行の過程で傷つく危険性<sup>(73)</sup>も視野に入れて、的確なフォローが求められよう。

また、被害者遺族の「敵討ち」感情・復讐感情と如何に向き合うか、という問題が存在する。この点は特に被害者遺族を「支援」する弁護士について、一方でそうした人間らしい感情を抑圧することなく、他方エキサイトし過ぎないように関わる支援のあり方が求められよう。さしあたり、弁護士が持つべき「冷静さ」の資質を強調しておきたい。被害者遺族の感情は感情としてきちんと受け止めながら、それに同調・肩入れするのではなく、紛争という自体そのものには冷静に見通し対応する姿勢・資質が、依頼者である被害者遺族との関係において、また紛争解決過程全体において示されることが必要となる。こうした資質については、メディエーターの資質として論じられている点と<sup>(74)</sup>パラレルに重なる部分があると言えよう。

他方、加害者側の代理人となる弁護士にも、加害者側の謝罪や関係性維持といったニーズを適切に踏まえて、加害者側の責任実践に寄り添い支援しながら伴走する弁護士であることが求められると言えよう。特に、加害者側にとって必要なのは、紛争の基点となっている事件や事故に関する詳細な事実の説明や率直な反省の気持ちの表明が、直ちに自己に不利となる法的責任を認容することにつながり、多額の損害賠償を求めら



れるという「懸念」の払拭<sup>(75)</sup>を適切に図って行くことであろう。

この点、これまで検討してきたサークル学生側弁護士の対応は、道義的責任や謝罪等を含む広い意味での紛争解決の視点を欠いている点において、やはり批判の余地があると言わざるを得ないだろう。その事件経過を振り返れば、サークル学生側弁護士によるアドバイスの仕方一つで、サークル学生たちの姿勢がかなり変わっていた可能性を指摘することができる<sup>(76)</sup>。

以上をまとめれば、弁護士には今後、被害者側・加害者側の立場性／党派性の問題を越えて、紛争解決の専門家としての力量が一層問われることになると言えよう。ここで問題となるのは、弁護士が紛争解決の専門家として必要な資質・スキルを身につけるための学習や研修の機会確保であると言えよう。次に、この点を見ることにする。

### (3) 法曹教育／法教育の必要性和示唆

ここでは、子どもの「不慮事故死」紛争を取り挙げた本件事件の事例研究の成果が、法曹教育ないし法教育に対してどのような貢献をなし得るかを考えてみることにしたい。

まず、法曹教育については両面が存在する。ひとつは、新たに法曹となるロースクール学生に対する教育であり、もうひとつは、既に実務についている「法曹関係者」に対するリカレント教育である。なお、ここでの「法曹関係者」には弁護士を中心とした法曹三者はもちろん、「補助的」法曹実務者（書記官、事務官、弁護士事務所職員、等）も関係者のうち<sup>(77)</sup>に含めて考えることにしたい。

子どもの「不慮事故死」紛争類型に限らず、「死別の悲しみ」を伴う人身賠償事件／犯罪事件に適切に関与し得る法曹を養成することは、極めて重要であると言えよう。法曹専門家の養成過程においても「生と死の教育」<sup>(78)</sup>が必要であると思われる。終末期医療（ターミナルケア）に携わる医療従事者と同様、死を学び、「死別の悲哀」とかかわる基礎的な

素養を身につけておくことができるよう、カリキュラム設計すべきではないだろうか。より具体的には、事件・事故被害者遺族の「声」に直接耳を傾ける制度的機会の創設（NPOとの連携・活用等）が検討されるべきではないだろうか。

しかし、現状のカリキュラム上、ロースクールにおいて十分な教育を行なうことには主にスケジュール的に困難な面があると言わざるを得ないだろう。だが、既に実務に就いている法曹関係者に対するリカレント教育として行うことは十分考えられる。むしろその方が、需要・必要性とも高いと言えるかもしれない<sup>(79)</sup>。そこでは、時としてベテランと呼ばれるような実務家が、自らの積み上げてきた基盤が崩壊すると思うくらいの教育提供が必要であろう。そしてそこでの教育は、できれば法社会学研究者の手によって、フィールドを通しての批判性にこそ基づいて行なわれるべきである。当然のことながら、そうした場を持つことは、法社会学研究者にとっても学び／研鑽の場として重要であり、相互の認識の交流、新たな批判性の獲得という面からもその意味は大きいと言えよう。

ここでの法曹教育において求められるのは、「声を聴く」経験を実際に持つことであり、それを通じた「声を聴く」姿勢の重要さに対する気づきの習得である。また、不法行為法ないし人身損害賠償制度の論理に伴う「支配的な言説」が、示談交渉の場や紛争過程に弁護士が関与する際どのような権力性をもち影響を与えるか等について、十分な理解を得られるようにすべきであろう<sup>(80)</sup>。また、広く紛争解決一般に関する理論と実践を学ぶことも重要である。

次に、法教育という面では、直接の法曹関係者ではないという意味での「一般市民」が対象となる（もちろんそれぞれの職業等により、個別の対応を必要とする面もある。特に学校、医療関係者等）。「隣人訴訟」事件に関する先行研究、また筆者自身のささやかな経験<sup>(81)</sup>を踏まえれば、金銭賠償原則を前提とする損害賠償請求訴訟に対する基礎的な理解の必要性をはじめ、より広く、裁判ないし法制度一般に対する教育の必要性があ

<sup>(82)</sup>  
る。

現状では、法を制度的に利用した経験を持つ一方当事者としての遺族両親と、そうした経験を比較的持たない人々との認知ギャップがかなり大きいと言わざるを得ない。法使用に対する人々の理解促進という観点からも、重要であろう。

また、法教育は、遺族に対する意味づけ支援という意味でも必要であろう。これは一義的には、代理人を務める弁護士による適切な説明責任／アフターケアの問題でもある。自分たちが闘った裁判について、「適切な」(必ずしも、法学的な正しさのみを意味しないことに注意)理解が求められているといえよう。<sup>(83)</sup> 被害者遺族との伴走にもかかわるが、弁護士以外でももちろん、これはやれることである。このことはもちろん、加害者側当事者にも言えることだろう。<sup>(84)</sup>

#### (4) 当事者の「意味変容支援」と「サバイバーとしての遺族」を通じた社会変革支援の可能性

「死者との関係性」再構築を求める当事者遺族に対して、法／法制度ないし法専門家はどうかかわり、応え得るのか。近年の犯罪被害者支援の動きに学ぶなら、被害者遺族による「異なる社会像」の提示を価値あるものとして受け止め、これに学び受け入れて行こうとする姿勢こそが問われ、求められていると言えよう。そこでは、社会の中で特有のスタンスに立つ者からの「かけがえのない声」に社会全体がどこまで応答し得るかが問われているのであり、それを生かすことで真に「豊かな社会」を築く一歩になりうるのではないだろうか。

その際には、従来から一定の認知を得ている法改正を目指した法運動だけでなく、様々な社会活動として実際に行われている取り組みにまで広く目を向けるべきであろう。例えば、本件事件における遺族両親である山口さんの飲酒事故防止に向けた講演等の活動も、そのひとつである。犯罪被害者支援等に関する世論の認知は一定程度進みつつあるが、同様

の取り組みがもっと行われる必要があると言える。遺族が自らの経験を生かし、それを社会に伝え、そのことによって少しでも社会が変わっていく、自らの「声」が聴き届けられていく、そうした傾向が少しでも見える…と遺族自身が実感できるようになった時、遺族の「死者との絆」は、改めて社会に対してつながりと広がりを持ち、ひいてはそのことが、遺族にとっての「死者との絆」を社会に開いて行くことにもなると言えよう。このことは、その後の自らの人生を「死者との絆」をもって生きて行く遺族にとって大きな意味があるだけでなく、社会にとっても大きな意味を持つことである。

これまでのように、遺族の「死別の悲しみ」に伴う時間や思いを配慮することなく法的な解決／決着を強行し、「あとは心の問題」とばかりに放置するのではなく、あるいは死の受容の「正常性」を押し付けるだけでなく、遺族の抱える「死別の悲しみ」のプロセス全体を理解把握した上で、その中で法／法専門家にできることを改めて十分に考察、検討することが必要となろう。既に、犯罪被害者支援とのかかわりでは主に心理学の面から、そうした実践と研究は進められつつある<sup>(85)</sup>。これらをより広げて行くことが必要になると言えよう。

\*        \*

以上、ここまでの検討をもって、本稿における考察を終えることにしたい。残された課題は数多く、その膨大さを思えばその考察はまだ緒に就いたばかりと言わざるを得ない。そのことを明記した上で、今後一層の研究に取り組んで行きたいと思う。

## 註

- (1) 澤井敦『死と死別の社会学』(青弓社、2005年)。なお、以下で触れる「二人称の死／三人称の死」という死の「人称態による区別」について疑問を提示するものとして、鷺田清一『教養としての「死」を考える』(洋泉社[新書y]、2004年)がある。ただし、鷺田の考えは「自分とは無関係な人の死」を「三人称」ではなく「実質的に無人称の死」と見る考え

であることから、ここでは澤井の図式を維持することに特に問題はないと思われる。驚田前掲書、186頁以下参照。

- (2) 澤井前掲書、前掲注(1)、132頁。この「死の関係性」という局面から脳死論議を検討したものとして、森岡正博『脳死の人』(福武文庫、1991年)、がある。
- (3) 澤井前掲書、前掲注(1)、134頁。
- (4) 澤井前掲書、前掲注(1)、139頁。
- (5) 澤井前掲書、前掲注(1)、141頁。
- (6) 澤井前掲書、前掲注(1)、142頁。
- (7) 澤井前掲書、前掲注(1)、144-145頁。
- (8) 澤井前掲書、前掲注(1)、147頁。
- (9) 上田竹志「紛争処理プロセスと目的概念」法の理論25号(2006年)。以下、本文中での引用は全てこの論稿からのものである。
- (10) その代表的なものとして、二木雄策『交通死——命はあがなえるか』(岩波新書、1997年)。
- (11) 事件の展開においてみたように、本件事件においても、加害者側であるサークル学生のうち1名が加入していた共済型の傷害保険制度を活用することで、訴訟によらない形での「制度に基づく紛争解決」を行い得た可能性を筆者は全く否定するものではない。この点についての詳しい検討は紙幅の都合により省略せざるを得ないが、本件事件の展開を見る限り、訴訟を経ない時点で活用の余地を見出すことは極めて困難であったと言い得るだろう。
- (12) この点は、社会構築主義の観点から相互作用に基づく「親としての思い」言説の形成／構築過程として位置づけることもできよう。しかし、ここではそうした観点からの分析を深く行うことはしない。なお、家族の言説について社会構築主義の観点から論じたものとして、J.F.グブリアム／J.A.ホルスタイン(著)中河伸俊ほか(訳)『家族の言説』(新曜社、1997年)を挙げておく。
- (13) かつての「隣人訴訟」事件をめぐる議論においても、こうした指摘がなされていた。その一例として、星野英一(編)『隣人訴訟と法の役割』(有斐閣、1984年)、参照。
- (14) こうした論点をめぐっては、紛争解決において弁護士が果たすべき役割、及び弁護士と依頼人の関係性のあり方をめぐる従来の議論の検討が改めて必要になることは言うまでもない。だが、ここで十分に立ち入った検討を行うことは、紙幅の都合もあり断念せざるを得ないため、他稿を期すことにしたい。さしあたり、この点をめぐる比較的最近の議論として、和田仁孝・佐藤彰一(編)『弁護士活動を問い直す』(商事法務、

- 2004年) を挙げておくにとどめる。なお、弁護士役割論についての最低限の言及は、本稿、2. (2) 弁護士役割論：被害者遺族に「伴走」する弁護士像、において行なう。
- (15) この点については、2. (1) ①において、簡単に後述する。
- (16) 和田仁孝『『感情』の横溢と法の変容』法社会学60号 (2004年)、1-13頁、及び和田仁孝『『個人化』と法システムのゆらぎ』社会学評論54巻4号 (2003年)、413-429頁、参照。これらの論稿における和田の指摘は多くの示唆に富むが、本件事件の検討を踏まえた上での本格的な分析及び批評については、他稿に譲らざるを得ない。
- (17) この点については上田竹志も、前掲注 (9) において、「反目的的コンフリクトの当事者間には、大きな立場の不均衡が生じるおそれがある」と指摘し、次のように述べている。すなわち、「紛争の反目的的な側面——喪の作業で言うならば、『二人称の死』——を重視する遺族などの当事者は、紛争処理プロセスの目的概念や諸原則・建前に、常に抵抗する立場に立たされる。対して、紛争の原因を『三人称の死』と割り切っている、あるいは割り切りたい加害者などの当事者は、さしあたり紛争処理プロセスの諸原則や建前に、常に依拠する形で自らの攻撃防御を行えばよい」と。上田は、「合目的的紛争処理プロセス、とりわけ訴訟手続における裁判所の頑なな態度は、遺族等の当事者から見れば、自らの切実な思いを誰も真摯に汲み取ってくれないという、果てしない『受難』として受け止められるかもしれない」とも述べているが、まさにこの「受難」に対する異議申し立てこそが、法に対する不公平感として表明されていることを見落としてはならないだろう。
- (18) この点に関連して、裁判官の裁量判断に委ねられている現状につき、一方当事者である被害者遺族の視点から「不公平感」が述べられていたことについては、既に本稿 (二)、4、(1) 排除される「親の心情」と被害者・倫弘さんの「不在」、で言及した。なお、最近でも、刑事裁判において被害者遺族両親が被害者本人である娘の遺骨を抱いて裁判を傍聴することについて、一審では認められ、控訴審では認められないという形で裁判所の裁量判断が分かれたケースがある。同ケースにおいて、被害者遺族両親は控訴審を担当する高裁に対し傍聴を認めないことについてその理由を開示するよう上申書を提出、高裁からの回答を待っていることが報じられている。同ケースについて詳細は、毎日新聞、2006年12月17日付記事 (北海道、朝刊/毎日新聞ウェブサイト「毎日インタラクティブ」)、に拠った。
- (19) ただし、こうした権利もマニュアル的な儀式に堕してしまう危険性を孕むことには、十分な注意が必要であろう。権利の行使が単なる「ガス

抜き」として位置づけられることのないよう、ここでも受け手の側（裁判官、相手方当事者、弁護士）に「声を聴く」姿勢が求められると言えよう。しかし、現実の場面でのそうした遂行には困難が付きまとうことは否定できない。この点は理論的にも実践的にも、今後克服すべき大きな課題の一つであるが、現時点で筆者はまだ十分な回答を見出し得ていない。ここでは、そのことを明記した上で、今後取り組むべき課題としたい。

- (20) この点について過労死裁判を多く手がけてきた弁護士である川人博は、過労死した被害者本人を原告とする「死者名義訴訟」の可能性について触れている。川人博「過労死と法社会学」法社会学62号（2005年）、参照。なお、上田竹志は「死者名義訴訟」に関する川人の議論を民事訴訟法上の理論的側面から検討した上で「容易には承認できない」ことを認めつつも、「何とか相手を振り向かせたい、交渉のテーブルにつかせたい」一方当事者による相手方当事者への「誘発的行為」として位置づける可能性を指摘しており、示唆に富む。詳しくは、上田、前掲注（9）、149-153頁、参照。
- (21) 井原美代子「死と悲しみの受容をめぐって」ジュリスト793号（1983年）、34頁以下、参照。なお、井原以外にもこの事件に対する見方として悲しみと精神的な慰藉の問題を挙げるものは多い。例えば、この事件を取り挙げたジュリスト「特集」（ジュリスト、793号）に井原論文と同じく収められている、土居健郎「訴訟の背後にあるもの——不幸と悲しみ」等を参照。
- (22) 子どもを亡くした原告夫婦（原告妻）は、判決時の記者会見で「隣人間のけんかを訴えたのではなく、子どもにとって危険なため池を放置した行政の責任を問いたかった」と、隣人間の争い／隣人夫婦に対する「責任」追及にはさほどのこだわりを持っていなかったとも受け止められる趣旨の発言を行っており、これについて柴田光蔵は、原告夫婦の発言が「長い年月の経過後に原告がようやく到達した静の心境であって、当初原告をつきうごかして訴訟に走らせたものは、被告への想いであった」と述べている。柴田「隣人訴訟——“訴え出ること”の意味をめぐって」法学セミナー356号（1984年）、116頁参照。
- (23) 井原は、一方で訴えの動機が「話し合いを拒否した隣人への怒りだ」とする原告代理人（傍線：筆者）の語りを援用しつつ、他方で原告妻（子どもを亡くした母親）の兄（傍線：筆者）が判決時に新聞社のインタビューに答えて示した「できれば行政側だけを被告としたかった」という意見及び「一番弱い立場のAさん（被告）にだけ責任をかぶってしまった」と「被告側に寄り添った冷静な感想」を漏らしたことを受けて、「私

は訴訟動機と、この感想の落差の中に、この訴訟が持つ『子の死の受容』を私なりに改めて見る思いがした」と述べている。限られた情報の中での推測でありやむを得ない部分があるものの、何より原告夫婦本人ではない複数の人物の見解をつなぎ合わせている点で、賛成しがたいものと言わざるを得ない。

- (24) 藤倉皓一郎「外から見た隣人訴訟」判例タイムズ525号 (1984年)。
- (25) 「隣人訴訟」事件を後に検証した毎日新聞1983年3月19日付記事「記者の目」、参照。
- (26) この点について例えば、星野『隣人訴訟と法の役割』(有斐閣、1984年) 32頁でも同様の指摘がなされている。
- (27) 和田仁孝『民事紛争処理論』(信山社、1994年) 28-29頁、また和田「法化社会における自律型 ADR の可能性」、吉村徳重先生古希記念論文集刊行委員会(編)『弁論と証拠調べの実践』(法律文化社、2002年)所収、143-144頁、参照。
- (28) 野田正彰『喪の途上にて』(岩波書店、1992年)。
- (29) 日航ジャンボ機墜落事故をめぐっては、遺族ないし遺族会によるものを含め多くの手記・記録が出版されている。野田が問題とする遺族の「悲哀」の問題も多く語られている。ここでは一例として、日航機事故被災者遺族の会(編)『おすたかれくいえむ』(毎日新聞社、1987年)、飯塚訓『墜落現場 遺された人たち』(講談社、2001年)を挙げておくにとどめる。
- (30) 野田と同じく被害者遺族に取材したノンフィクションルポとして、後藤淑子『心の補償』(講談社、1993年)がある。被害者遺族に直接取材して「生の声」を提示すると共に、補償交渉に伴い遺族が経験する様々な困難を指摘しているなど、その内容は示唆に富む。
- (31) 野田、前掲注(28)、80頁。
- (32) 野田、前掲注(28)、81-82頁。
- (33) 野田、前掲注(28)、68頁。
- (34) 野田、前掲注(28)、184頁。
- (35) 野田、前掲注(28)、187頁。
- (36) 野田、前掲注(28)、326頁。
- (37) 特に補償交渉・示談交渉のビジネス化が先鋭化している交通事故紛争に関して、この種の批判が多い。既に触れた二木雄作『交通死』(岩波新書、1997年)における指摘も、その一例に他ならない。
- (38) 野田、前掲注(28)、326-327頁。
- (39) 野田、前掲注(28)、353頁。
- (40) 以下、本文において言及する内容については、主として次の文献に拠っ



た。若林一美『死別の悲しみを超えて』(岩波現代文庫、2000年)、若林(編)『亡き子へ』(岩波書店、2001年)、若林『デス・スタディ——死別の悲しみとともに生きる時』(日本看護協会出版会、1989年)、E.メーレン(著)白根美保子/福留園子(訳)『悲しみがやさしくなる時——子どもを亡くしたあなたへ』(東京書籍、2001年)、鷺田清一『教養としての死を考える』(洋泉社 y 新書、2004年)、ジョン・H・ハーヴェイ(著)安藤清志(監訳)『悲しみに言葉を——喪失とトラウマの心理学』(誠信書房、2002年)。

- (41) 若林『死別の悲しみを超えて』、前掲注(40)、154頁。
- (42) 若林『死別の悲しみを超えて』、前掲注(40)、149頁。同様の指摘は、野田も「喪のビジネス」として批判を加えている。野田、前掲注(28)、356頁以下、参照。「報道被害」という点では、近年、事件・事故の被害者遺族や、犯罪被害者/犯罪被害者遺族に対するいわゆる「メディア・スクラム」の問題としても論じられているところである。例えば、浅野健一『「報道加害」の現場を歩く』(社会評論社、2003年)、等を参照。
- (43) 若林『死別の悲しみを超えて』、前掲注(40)、159頁。
- (44) 若林『死別の悲しみを超えて』、前掲注(40)、151頁。
- (45) 若林『亡き子へ』、前掲注(40)、1頁。また、E.メーレン『悲しみがやさしくなる時』、前掲注(40)、14頁では「なかでも子どもの死は最たるものです。最悪の喪失、その限界が太陽系のかなたにまで届きそうな大きな喪失」と表現している。
- (46) 例えば、若林『亡き子へ』、前掲注(40)、3頁、参照。
- (47) 瀧川裕英『責任の意味と制度——負担から応答へ』(勁草書房、2004年)。なお、本稿は、法思想的リバタリアニズムの背景を持つ瀧川の議論枠組み全体に完全に依拠するものではなく、その意味で以下の本文での言及は、瀧川の議論に対する本稿なりの読み込み/アレンジの側面が強いことをお断りしておく。
- (48) 比較的最近の、ADRをめぐる多様な論点を整理・検討した議論として、さしあたり、早川吉尚・山田文・濱野亮(編)『ADRの基本的視座』(不磨書房、2004年)、及び福井康太「ADRの『共通的な制度基盤』整備の問題点——裁判外紛争解決の多様で柔軟なあり方をめぐって」阪大法学54巻3号(2004年)、57-104頁、などを参照のこと。
- (49) 例えば、「隣人訴訟」事件の検討を踏まえてこの点を指摘するものとして、吉田勇「近隣紛争の社会的波紋(二・完)」熊本法学87号(1996年)がある。
- (50) こうした点は調停(メディエーション)プログラム等において調停人(メディエーター)に求められるスキルのうち、「パラフレージング」や

「リフレイミング」と呼ばれるものの活用による。その詳細についてはさしあたり、レビン小林久子『調停への誘い』（日本加除出版、2004年）等を参照のこと。

- (51) 例えば、本件事件において被害者遺族両親である山口さんも、後述する「子どもの人権オンブズパーソン」がある学校死亡事故紛争において果たした役割を、一方で「事件の真相究明に資するもの」として一定程度評価しているものの、他方では「だからと言って、裁判所に代わり得るものとしては位置づけられない」として限定的に評価していることが挙げられる。筆者による山口さんへの聞き取り記録（2006年7月22日）より、母・豊子さんの発言。
- (52) こうした裁判利用に対する「過剰期待」を指摘するものとして、和田仁孝『『法的紛争解決』観念の揺らぎ』、神長百合子・宮澤節生（編）『法社会学コロキウム』（日本評論社、1996年）、および和田『『個人化』と法システムのゆらぎ』、社会学評論54巻4号（2003年）参照。これらの論稿において和田が指摘する「過剰期待」ないし「自前の法」をめぐる問題は極めて重要な論点であることに間違いない。だが同時に、本件事件の検討を踏まえれば、紛争当事者自身の意味変容支援という観点から現状においては訴訟以外に紛争解決の「受け皿」がないことを強く感じている紛争当事者の「思い」に照らして、紛争解決過程における訴訟利用の意義をどのように位置づけるべきかという論点ともからみ、非常に微妙な議論を含むことになるものと思われる。この点についての詳細な検討は、改めて他稿を期すことにしたい。
- (53) 例えば、佐々木孝子『悲しき勝訴』（自費出版、2000年）、井上郁美『永遠のメモリー』（河出書房新社、2000年）を挙げることができる。このような制度の一般的なイメージは、無視できない問題であると言えよう。
- (54) 以下の記述は、宮脇勝哉・宮脇啓子『先生は僕らを守らない——川西市立中学校 熱中症死亡事件』（エピック、2004年）による。
- (55) なお、本件事例は「人権オンブズパーソン」による「勧告・意見表明」の後、部活動顧問教諭について業務上過失致死による罰金刑が、また民事では国家賠償法に基づく損害賠償を学校設置者の川西市に対して命じる判決が下されている。宮脇前掲書、前掲注（54）、263-264頁、286頁。
- (56) 宮脇前掲書、前掲注（54）、「第2章 死の真相が知りたい」、「第3章 閉ざされた真実解明と誹謗中傷」、参照。
- (57) 同制度を紹介するものとして、瀬戸則夫『子どもの人権弁護士と公的子どもオンブズ』（明石書店、2003年）がある。瀬戸は、子どもの人権問題に長らく関わってきた弁護士として、同制度の初代オンブズパーソン

及び代表オンブズパーソン (2002年から1年間) を務めている。また、制度の概要や詳細について、川西市役所のサイト<URL [http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/mado/citywork/kdm\\_onbs/index.htm](http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/mado/citywork/kdm_onbs/index.htm)>を参照のこと。

- (58) 詳細は、宮脇前掲書、前掲注 (54)、169頁以下、参照。
- (59) 瀬戸前掲書、前掲注 (57)、によれば、「子どもが死亡しているのに具体的な子どもの救済とは何だろうか」という形で内部の議論が行なわれた結果、「病気でなく犯罪や事故で死亡することは最大の人権侵害と言える」との結論に達し、事例の申し立てを受理したとのことである。ここでの「亡くなった子どもの人権」救済の視点は、「死者の人権」が被害者遺族たちによって訴えられる状況に鑑みて、示唆を持つと言えよう。
- (60) 宮脇前掲書、前掲注 (54)、181-183頁。
- (61) 宮脇前掲書、前掲注 (54)、174頁。
- (62) 瀬戸前掲書、前掲注 (57)、48頁。なお、同制度が「準司法機関」的機能を果たすことについては、これを危ぶむ声もあることが紹介されている。対して、瀬戸はこの機能を肯定的に評価している。
- (63) 瀬戸前掲書、前掲注 (57)、67-68頁。
- (64) 瀬戸前掲書、前掲注 (57)、144-146頁。
- (65) 1999年6月の同制度開設から、2002年度までの実績として紹介されている。なお、2002年度同制度に寄せられた相談件数は228件、相談回数は653件とされている。以上、瀬戸前掲書、前掲注 (57)、44-45頁。
- (66) 宮脇前掲書、前掲注 (54)、266頁。
- (67) この点について、宮脇前掲書、前掲注 (54)、によれば、弁護士と専門の相談員各1名が対応に当たっている。同書によれば、川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」は1998年12月にその設置が川西市議会の承認を得、翌1999年4月、3人のオンブズパーソンと3人の専門相談員を擁する事務局が開設されたとある。
- (68) 以下の議論では、全体として、和田・佐藤 (編)、前出注 (14)、に収められた諸論稿、とりわけ和田仁孝の論稿に多くの示唆を得ている。
- (69) こうした「紛争解決の専門家としての弁護士」を構想する例には枚挙に暇がないが、ここでは特に、廣田尚久『紛争解決学 (新版)』(信山社、2002年) を挙げておく。
- (70) このような当事者に伴走=同伴する弁護士像を提唱するものとして、さしあたり、石川寛俊『医療と裁判』(岩波書店、2004年)、山本顕治「非援助の支援と民事法学」、和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹 (編)『法社会学の可能性』(法律文化社、2004年)、等を参照。また、民事訴訟過程ないし民事手続過程を「当事者の当事者による当事者のための」トータ

るな「法的救済プロセス」として構想／提言している川嶋四郎が提唱する「自助支援型弁護士モデル」も、共感すべき点が非常に多い。詳しくは、川嶋四郎「救済過程における弁護士の役割——『自助支援型弁護士モデルの探求』、『民事救済過程の展望的指針』(弘文堂、2006年)、81-96頁、参照。

- (71) 弁護士が依頼人の「声を聴く」ことの必要性については多くの指摘があるが、ここではさしあたり、中村芳彦「声を聴く法専門家」、井上治典・佐藤彰一(編)『現代調停の技法』(判例タイムズ社、1999年)、参照。
- (72) おそらくこうした点を十分に意識してのことと思われるが、最近では、社会の関心を集めた重大な犯罪事件ないし重大事故をめぐる刑事裁判の開始や、あるいは事件／事故の被害者遺族による損害賠償請求事件の提訴等、節目となる段階で当事者の「思い」を手記等の形で公表する例が多く見られることに留意したい。一例として、長崎・種元駿ちゃん殺害事件における遺族両親の手記公表(長崎新聞ウェブサイトにおける特集記事／URL：<http://www.nagasaki-np.co.jp/press/youusatu/index.shtml>、参照)などがある。
- (73) ここでは、被害者遺族が自らの過剰な「意味付与」によって自信を傷つける可能性も視野に入れて対処する必要があるだろう。遺族の訴訟進行過程ないしその結果に対する意味づけコントロールの面でも、適切な支援が求められよう。
- (74) こうしたメディエーターの資質および技法を説くものにも枚挙に暇がないが、さしあたり、レビン小林久子『調停者ハンドブック』(信山社、1998年)、を挙げておく。
- (75) 医療事故紛争のマネジメントに関連して同様の指摘を行うものとして、和田仁孝／前田正一『医療紛争——メディカルコンフリクトマネジメントの提案』(医学書院、2001年)がある。
- (76) 例えば、サークル学生側から事前によりきちんと事故の状況を聞いて、アドバイスすることなど、があると言えよう。
- (77) このように範囲を広げて考える必要性があると思われるのは、例えば、法廷内の遺影持ち込み許可等に直接関わる裁判所書記官や事務官の「死別の悲しみ」に関する理解の問題が大きいからである。法律事務所職員については、弁護士事務所等での遺族両親に対する応答や、あるいは「よき相談者」として貢献しうる側面についても視野に入れる必要があると言えよう。なお、法科大学院時代の到来を迎えて、新しい法曹教育のあり方に言及するものには枚挙に暇がないが、さしあたり、和田仁孝「司法改革の理念と法曹養成教育の転換」、和田・佐藤(編)、前出注(14)、149-167頁、等を参照。

- (78) ここでは医療現場で導入されているプログラムを中心に様々なものが挙げられるが、学校現場（高校）における「生と死の教育」の実践例として、古田晴彦『「生と死の教育」の実践』（清水書院、2002年）を挙げておく。
- (79) 弁護士としての研修の機会を求める声は多い。筆者も、実際にそのような声に接してきた。
- (80) 例えば、二木雄策『交通死』（岩波新書、1997年）で指摘されている「潜在的な被害者像」の修正といった問題がある。簡略に述べれば、賠償交渉に当たる弁護士・保険会社などの実務専門家が「被害者は金目当て」とする潜在的イメージを保持していることに対する二木の批判である。詳しくは、二木、同書、94頁以下参照。
- (81) かつて筆者は、本件事件の遺族両親である山口さんの講演に際し、ごく短い時間ではあるが話をする機会を得たことがある。聴衆は大学生協共済組合に加盟する九州地区の大学生たちであったが、例えば、山口さんの事例における訴訟提起の意味と金銭賠償の原則を話したところ、そもそも金銭賠償の原則について初めて知ったという感想が多く寄せられた経験を持っている。
- (82) 近年、法教育に対する関心の高まりとともに一定の議論はあるものの、例えば金銭賠償原則の理解について十分な実践を提唱するものはまだ、少ないように思われる。法教育に関する議論についてはさしあたり、「特集 法教育の充実を求めて」ジュリスト1266号（2006年）を参照。
- (83) 筆者の山口さんとの交流、他の遺族たちとの交流においても、その必要性を実感することが多かった。法社会学の研究者がフィールドに出ることの意味には、遺族が求める法知識に対する必要な情報提供を通じた法理解に対するアシスト的役割も重要であると言えよう。
- (84) 筆者も、本件事件のサークル学生たちから、和解条項の意味等について、説明を求められたことがある。
- (85) 枚挙に暇がないが、一例として、酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也『犯罪被害者支援とは何か——付属池田小事件の遺族と支援者による共同発信』（ミネルヴァ書房、2004年）を挙げておく。

(完)